

離婚の思想文化史：
絆をほどいて：
第七回

近代初期における
正式の離婚と非公式の離婚

離婚の実態：事例研究

正式

- 個別議会決議private Act of Parliament (1670-1857)
- イングランド米植民地（17-18世紀）
- フランス革命とナポレオン時代（1792-1816）

非公式

- 殺害・遺棄・重婚・妻売買

個別議会決議(1670-1857)

- ◎ 1790年代から23件-54件を推移

- ◎ 手順

 - 別居→損害賠償→結婚解消→再婚許可

 - 多額の費用（土地持ち人間の特権）＋離婚抑制の了解

- ◎ 妻の不倫相手

 - 夫の同業者・使用人

 - 土地持ち人間、職業人、商人、イタリア・スペイン貴族

 - インド・コネクション(1770-1850年)

 - 軍人

- ◎ 離婚理由

 - 職業上同居していない、倦怠、夫と妻の妹との同衾、長男を生まない妻

イングランド米植民地（17-18世紀）

◎ 英国18世紀

- ◎ 離婚許可130件、人口900万人

◎ コネチカット、マサチューセッツ18世紀

- ◎ 離婚許可500件、人口？万人、女性による訴え50-70%

◎ 離婚理由

- 姦淫と遺棄。暴力は稀

◎ 離婚抑制理由

- スキャンダル、恥（インディアンの風習）

フランス革命とナポレオン時代 (1792-1816)

- ◎ 6都市1792-1803年
 - ◎ 離婚許可2万件、人口900万人
- ◎ 離婚理由
 - 夫側の長期間の遺棄（妻は別な男性との同居）
- ◎ 離婚増加理由
 - 夫側の暴力への懲罰規定（妻への肉体的、精神的暴力はひどかった）
 - 軍務、国外離脱
 - 親族会議（迅速、低コスト、やりやすい）
- ◎ ナポレオン時代には離婚許可は旧体制レベルに戻る

非公式の離婚 (1)

- ◎同居しない

新聞広告

「広告主の妻である●は、神聖な誓いを破って、自分の住居を去り、■という男と同居するという破廉恥な罪を犯している。...こうして傷つけられた夫は皆様に警告致します。この女と結んだ契約から生じる負債を支払うことのないようにと。」

非公式の離婚 (2)

- ◎ 妻売り
 - 所有物を市場で転売する←事実上の離婚・再婚手続き
- ◎ エニシダ離婚besom divorce
- ◎ 重婚
- ◎ 殺害 (St. Uncumber)

- ◎ 「永遠に分かれることは、妻の意志であるとともに夫の意志でもある。妻は我が慰め、我が家の財産と思ってきたが、我が苦しめ手、我が家の呪い、夜の侵略者、昼の悪魔になった」

講義内容

- ◎ 1. カトリックとプロテスタント
- ◎ 2. 17世紀イングランドとニューイングランド
- ◎ 3. 世俗化、啓蒙主義、フランス革命
- ◎ 4. 近代初期の社会における正式の離婚と非公式の離婚
- ◎ 5. 結婚挫折の意味とその文脈
- ◎ 6. 19世紀：自由主義とその反動
- ◎ 7. 社会問題としての離婚：1850年-1914年
- ◎ 8. 20世紀と大量離婚の勃興
- ◎ 9. 離婚増加をどう説明するか：1870年代-1990年代